

被災地における交通サービス実証運行に向けた調査業務委託に係る企画提案実施要領

1 目的

本要領は「被災地における交通サービス実証運行に向けた調査業務委託」を受託する事業者を選定するために、提案の応募等について必要な事項を定める。

2 委託業務の概要

- (1) 事業名称 被災地における交通サービス実証運行に向けた調査業務委託
- (2) 業務内容 別紙「被災地における交通サービス実証運行に向けた調査業務委託 仕様書」のとおり
- (3) 委託期間 契約締結の日から令和9年2月5日（金）まで
- (4) 提案上限金額 4,994,000円（消費税込み）※税率10%
【補助対象事業採択に係る留意点】

本プロポーザルは、国土交通省所管、令和8年度「交通空白」解消等リ・デザイン全面展開プロジェクト（「交通空白」解消タイプ）の補助対象事業としての採択を前提に事業化される停止条件付事業を対象として実施するものであり、採択の通知を受けた場合には、本プロポーザルにより選定した事業者と契約を行うこととする。

ただし、不採択と通知された場合は、提案を公募したことに留まり、いかなる効力も発生しない旨を十分留意したうえで応募すること。

3 委託者選定方法

企画提案書等の公募によるプロポーザル方式

4 参加資格

次の（１）又は（２）に掲げる者とする。

（１）単独事業者として参加をしようとする場合

- ①国内に本社、支社又は営業所等を有するコンサルタント等で、公共交通に関する計画策定・調査研究を業として行う事業者であること。
- ②地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に該当しないこと。
- ③八代市暴力団排除条例（平成23年八代市条例第32号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員等でないこと。
- ④会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続き開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続き開始の申立て、又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申立てをしている者でないこと。
- ⑤国税及び地方税の滞納がないこと。
- ⑥過去に同種・類似業務に関する実績を有すること。

（２）複合体事業者として参加しようとする場合

- ①構成している事業者の中から代表となる法人（以下「代表事業者」という。）を定めていること。
- ②構成している事業者のうち1者以上は、日本国内で同種・類似業務の実績を有すること。
- ③構成している事業者のすべてが（１）①～⑤に該当すること。

5 選定スケジュール ※ 日程は全て予定。

- | | |
|---------------------------|---------------|
| (1) 公募開始（市ホームページ掲載） | 令和8年10月20日（火） |
| (2) 質問の受付締切り | 令和8年10月27日（火） |
| (3) 質問への回答 | 令和8年10月30日（金） |
| (4) 企画提案書等の提出締切り | 令和8年11月 4日（水） |
| (5) 第1次審査及び結果通知 | 令和8年11月 9日（月） |
| (6) 第2次審査（プレゼンテーション・質疑応答） | 令和8年11月17日（火） |
| (7) 第2次審査結果通知 | 令和8年11月19日（木） |
| (8) 契約締結 | 令和8年11月下旬 |

6 仕様書等の配布

公募に関する資料、様式等は八代市ホームページからダウンロードすること。

■ 八代市ホームページ <http://www.city.yatsushiro.lg.jp/>

【トップページの『新着情報』に掲載。】

7 質問の受付及び回答

実施要領等について質問がある場合は、電子メールで次のとおり受け付ける。

(1) 質問の受付

- ①提出書類 質問書（様式1）
- ②提出期限 令和8年10月27日（火）17時まで
- ③提出方法 電子メール（口頭による質問は受け付けない。）
- ④提出場所 末尾記載の問い合わせ先と同じ。

(2) 質問に対する回答

提出された質問に対する個別回答は行わず、八代市のホームページ（仕様書等の配布先と同ページ）において、質問者を特定できなくした上で、質問及び回答を令和8年10月30日（金）までに、随時公開する。

8 企画提案書等の提出

(1) 提出書類は次に掲げる書式により提案すること。

提出書類		内容、留意事項等	様式
ア	提案書提出届	様式に基づき記載する。	様式2
イ	共同企業体結成届 ※該当する場合のみ	様式に基づき記載する	様式3
ウ	見積書	業務内容ごとに積算の基礎（内訳）を記載すること。	任意
エ	誓約書	様式に基づき記載する。	様式4
オ	企画提案書	別紙「被災地における交通サービス実証運行に向けた調査業務委託仕様書」に記載する業務内容に合わせて提案内容を作成する。	任意
カ	提案者の概要	名称、代表者名、設立年月日、本店支店の所在地、資本金、従業員、業務内容等	任意
キ	業務工程表	履行期間中の業務スケジュール	任意
ク	業務実施体制調書	受託業務の実施体制、配置予定者（業務実績、担当する業務）について記載する。	様式5
ケ	受託業務実績	同種業務の受託実績について記載する。	様式6

- (2) 作成要領 企画提案書は、A 4 判（縦横問わず）で統一して作成すること。ただし、A 3 判を折りたたみ、A 4 判のサイズにして提出書類に盛り込むことは可能とする。提案内容本文の文字サイズは、11 ポイント以上とすること。（作成済みのパンフレット等を除く。）
- (3) 提出部数 10 部（正本 1 部（ア～ケ）、※副本 9 部（オ～ケ）複写可）
※）副本には 8（1）ク業務実施体制調書を除き、企画提案者名（法人名等）を記載しないこと。
- (4) 提出期限 令和 8 年 11 月 4 日（水） 17 時必着
- (5) 提出方法 持参・郵送等問わないが、期限内に確実に届く手段をもって提出すること。
- (6) 提出場所 末尾記載の問い合わせ先と同じ。

9 審査基準及び審査方法

(1) 審査基準

別紙「審査基準」のとおり

(2) 審査体制及び審査方法

企画提案の審査は、市職員で構成された審査委員会及び審査会事務局を設置し、「審査基準」に基づき第 1 次審査（書類審査）及び第 2 次審査（プレゼンテーション、質疑応答）を行い、受託する事業者を選定する。

ただし、見積書の額が提案上限金額を超えている場合は、その企画提案書は審査から除外する。

10 第 1 次審査（書類審査）

(1) 審査内容

審査委員事務局が「審査基準」に基づき、企画提案書等を審査し、1 次審査の点数に基づき上位 3 者程度を 2 次審査参加事業者を選定するものとする。得点が同点の者が複数ある場合は、見積額が低いものを上位として取り扱い、得点が同点かつ見積金額が同額の場合は、プロポーザル執行業務に関係のない職員にくじを引かせ、上位者を決定する。

なお、参加事業者が 3 者に満たない場合であっても、1 次審査を行い、全ての参加事業者を 2 次審査参加事業者とする。

(2) 審査結果

審査結果は、令和 8 年 11 月 9 日（月）までに提案書提出届に記載された電子メールアドレス宛に通知する。

11 第 2 次審査（プレゼンテーション、質疑応答）

(1) 実施日

令和 8 年 11 月 17 日（火）

※ 実施日、開始時間、会場等の詳細は第 1 次審査の結果通知と併せて通知する。

(2) 出席者

本業務に携わる管理責任者を含め 3 名以内とする。

(3) 審査内容

参加事業者からのプレゼンテーション（20 分以内）及び企画提案書等に関する質疑応答（15 分以内）を実施し、「審査基準」に基づき提案内容の審査を行うものとする。1 次審査と 2 次審査の合計得点が最も高いものを受託候補者として選定することとし、評価の最高得点者（最優秀提案者）が複数あるときは、2 次審査の得点が高いものを受託候補者として選定する。ただし、合計得点の 6 割を最低基準点とし、最低基準点に満たない者は選定の対象としない。

(4) 審査結果

審査結果は、令和8年11月19日(木)までに第2次審査参加事業者に対し、提案書提出届に記載された電子メールアドレス宛に通知するとともに、市のホームページで公表を行う予定。

(5) その他

- ・スクリーン及びプロジェクターは、第2次審査の会場に用意する。その他の必要な機材（パソコン等）については各自で持参すること。
- ・公平性確保のため、参加事業者は他者のプレゼンテーション等を傍聴できないものとする。
- ・プレゼンテーション及び質疑応答は参加者名を伏せて行うので、自己紹介は行わないこと。また、モニターに参加者の名称及びそれを推測できるものが映らないようにすること。

1 2 企画提案書等の取扱い

- (1) 提出された企画提案書等は、返却しない。
- (2) 提出された企画提案書等は、本業務委託審査を行う作業に必要な範囲において複製することがある。
- (3) 提出された企画提案書等は、本業務委託審査目的以外に提出者に無断で使用しない。

1 3 その他留意事項

- (1) 当該プロポーザルに係る費用は、全て参加事業者の負担とする。
- (2) 企画提案書等に虚偽の内容が記載されている場合は失格とする。
- (3) 審査の公平性を害する行為を行った者は失格とする。
- (4) 審査結果に関する質問・異議申し立ては受け付けない。
- (5) 提出期限以降の企画提案書等の差替え及び再提出は認めない。
- (6) 企画提案書等の提出後に辞退する場合は、辞退届（様式7）を提出すること。

1 4 事務局（問い合わせ先）

所在地 千866-8601 熊本県八代市松江城町1-25

担当部署 八代市 総務企画部 地域政策課 公共交通係 担当者 須藤・宮川

電話番号 0965-33-4168（直通） F A X 0965-33-5125

電子メール chiiki@city.yatsushiro.lg.jp

審査基準

第 1 次審査（書類審査）、第 2 次審査（プレゼンテーション、質疑応答）

区分	評価項目	評価基準	審査主体	配点
1 次 審査	業務実績	・ 本業務と同種又は類似業務の実績はどの程度あるか。	審査委員会事務局	10
	業務実施体制	・ 業務を円滑に実施するために必要な知識・経験等を有する人員の配置体制が整っているか。		5
	金額の妥当性	見積価格は企画提案内容を勘案して妥当であるか。		5
2 次 審査	作業計画の妥当性	・ 業務の工程管理は工夫され、実行性の高い計画となっているか。	審査委員会	20
	業務内容、実施手法及び有効性	・ 趣旨を理解し、適切な提案が示されているか。 ・ 業務方法、分析及び評価は妥当か。 ・ 業務内容及び業務方法について独自の有効的な提案がされているか。		50
	事業者の意欲、熱意	・ 業務に対する取組意欲が高く、熱意が感じられるか。		10